|  |
| --- |
| 制限付一般競争入札用 |

　令和３年度

現 場 説 明 書

工事名　　電子・有機素材研究所個別空調更新工事（第三期）

令和３年８月２５日

鳥取県産業技術センター

[１] 一般事項

１　事務手続

鳥取県建設工事執行規則並びに鳥取県総務部営繕工事執行要領による。

２ 数量公開

数量入り内訳明細書は、設計図面に明示している数量を除き参考であり発注者及び入札参加者を拘束するものではない。

３　質問書

本工事に関し、質問が有る場合、令和３年９月１日までに書面（任意様式）により電子・有機素材研究所総務担当まで提出すること。

各質問への回答については、令和３年９月６日までに鳥取県産業技術センターＨＰに掲載する。

４　契約事務

落札者は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター電子・有機素材研究所に出向き、請負契約事務及び施工関係の打合せをして、工事の促進を図ること。

５　その他

(1) 工事の一部を下請けさせる場合は、「施工体制台帳」（再下請負通知書を含む。）及び「施工体系図」を２部、下請契約締結後２０日以内に提出すること。

(2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(3) この工事の施工にあたっては別紙－１に示す事項に従うこと。

(4) 元請負人、下請注文者及び下請負人は、建設業法第20条第１項及び鳥取県の建設工事における下請契約等適正化指針の趣旨に鑑み、適正な価格による下請契約が締結されるよう努めること。

その際、契約図書に添付された書面に留意し、特に法定福利費（事業主負担分）を内訳明示した標準見積書の提示を下請負人に求め、これを尊重すること。

[２] 特記事項

１［施工条件明示事項］

（別紙－２） ・有 ・無

２［工事成績評定］

本工事は、工事評定要領に基づく工事成績評定の対象としない。

３［新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止］

本工事は、新型コロナウイルス感染症に対する特段の対応を必要とするため、別添の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記事項」に示す事項に従うこと。

[３] 設計等留意事項

　施設を使用しながらの工事となるため、当センターの研究・実験業務に影

響のないよう、工事日程等については施設管理者と十分に打ち合わせを行う

こと。